

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事等から同条第12項の規定により、下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成18年6月9日

宮城県監査委員 菊地 浩  
宮城県監査委員 藤原 範典  
宮城県監査委員 阿部 徹  
宮城県監査委員 谷地森 涼子

記

1 監査委員の報告日

平成18年3月29日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成18年4月25日

宮城県教育委員会委員長 平成18年5月16日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 仙台南県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じるとともに、適切な債権管理を図る必要がある。

なお、納税の催告や財産の差押などの滞納処分を積極的に行い、収入未済を解消する努力がみられるが、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努める必要がある。

平成16年度収入未済額

現年度分 209,926,754円

過年度分 514,215,588円

合計 724,142,342円

ロ 措置の内容

財産調査の早期着手による滞納処分により一層の強化並びに促進を行い、県税債権を確保するとともに、更なる滞納額の縮減を図ることとした。

(2) 石巻商業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

全日制高等学校授業料において、減免申請を不承認とした生徒に対する通知を怠り、翌年度に行っていた。結果として、生徒（保護者）が一括納付を強いられるなど、大きな負担をかけたことが認められたので、今後適切な事務管理を行うよう対策を講じる必要がある。

減免申請不承認に係る事務の経緯（概要）

- ・教育長への減免申請年月日 平成16年 7月12日  
(減免申請額 334,800円、27,900円×4期分×3名)
- ・教育長からの不承認通知年月日 平成16年 8月11日
- ・本人への不承認通知及び一括納付通知年月日 平成17年 5月17日
- ・最終納入年月日 平成17年12月12日

ロ 措置の内容

当該校においては、授業料徴収にあたって減免者リスト及び未済者リストを作成し、情報の共有化を図るなどのチェック体制を作り、適切に事務処理を行うこととした。

なお、県教育委員会としては、減免者リストの作成などチェック体制を確立し、適切な事務処理を行うよう、事務長会議、授業料担当者研修会等で周知徹底した。